事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

(3)　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　欄中「㉑－㉒＋㉓」とあるのは、「（㉑＋（㉑の外書））－（㉒＋（㉒の外書））＋（㉓＋（㉓の外書））」として計算すること。

(4)　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　欄中「㉑－㉒」とあるのは、「（㉑＋（㉑の外書））－（㉒＋（㉒の外書））」として計算すること。

6　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第３項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

7　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数とが同じ場合　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前一年事業年度特定期間等３」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前事業年度等２」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前一年事業年度特定期間等３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」の「前事業年度等２」の欄には「差引㉛」の「前事業年度等２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

8　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

9　「⑪のうち所得等課税事業に係る額又は⑪×㊸／㊻　㊴」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

10　「⑪のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑪×㊹／㊻　㊵」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

11　「⑪のうち特定ガス供給業に係る額又は⑪×㊺／㊻　㊶」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の２第１項第４号に掲げる事業（以下この記載要領におい